【参考】

〇培土・土壤改良資材中の放射性セシウム検査対象地域等について

1 培土について(平成23年8月31日現在)

検査対象地域(※)は、次のとおりとなっておりますので、該当地域からの仕入れに当たっては、仕入先に検査結果を確認してください。

【※検査対象地域:震災後の空間放射線量等のデータから、高濃度の放射性セシウムに汚染されている培土が生産されることが想定される地域として、国が検査の実施に係る指定を行った地域】

培土の放射性セシウムの暫定許容値は、400Bq/kgですが、汚染されていない原料で生産したことが明らかな場合は、測定の必要はありませんので、原料を購入・譲り受ける際には、採取・生産状況を確認するなどの適正な管理を行ってください。

- (1)検査対象地域:空間放射線量率が平常時の範囲(0.1 μ Sv/h以下)を超えたことがある17都県 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県 東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県
- 2 土壌改良資材について(平成23年8月31日現在)

土壌改良資材の放射性セシウムの暫定許容値は、400Bq/kgですが、汚染されていない原料で生産したことが明らかな場合は、測定の必要はありませんので、原料を購入・譲り受ける際には、採取・生産状況を確認するなどの適正な管理を行ってください。

(1)検査対象資材

落ち葉、雑草、樹皮(バーク)、剪定枝、木材チップ・パウダー等(以下「有機質資材」)

- (2)生産・出荷・施用を控えることが望ましい資材 上記(培土の検査対象地域)の17都県において、有機質資材として新たに生産・出荷・施用 することをできるかぎり控えることとなっています。
- 3 土壌改良資材のうち木炭・木酢液(竹炭・竹酢液を含む)について(平成23年10月7日現在)
- (1)検査対象地域:食品中の放射性物質に関する「検査計画, 出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成23年8月4日原子力災害対策本部決定)に定められた総理指示対象自治体及びその隣接自治体である17都県

青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県及び静岡県

4 その他

その他の土壌改良資材の扱いについては、農林水産省に相談してください。